

他の法令による地方税法及び同法に基く  
命令の修正(案)条文抜粋(道府県税関係)

地方財政委員会事務高橋務部府県税課

(昭二七年三月五日現在)

目次

一、第十二臨時国会以後

1、連合國財産補償法

2、博物館法

3、連合國財産である株式の回復に関する政令の一部を改正する政令

二、第十三国会関係

1、ボツタム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省

関係諸命令の措置に関する法律

2、石油及び可燃性ガス資源開発法(案)

3、私立学校振興会法(案)

4、日本開発銀行法の一部を改正する法律案要綱

5、信用保証協会法案要綱

6、日本電信電話公社法案要綱

7、日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

8、漁船損害補償法案要綱

連合国財産補償法（昭和二十六年法律第二百四十六号）  
（課税上の特別）

第二十一條 この法律により連合国人が受領する補償金には、租税を課することがない。  
二 この法律により連合国人が受領する補償金については、当該連合国人に対し租税を課することがない。

附 則

この法律は、平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）

附 則

（施行期日）

一 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

（地方税法の改正）

九 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五條第三項中「これらに類する場所」の下に「（博物館法（昭和二十六年法律第二  
百八十五号）第二條第一項の博物館を除く。）」を加える。

連合国財産である株式の回復に關する政令の一部を改正する政令（昭和二十七年政令第二十四  
号）

第文章中第三十七條の次に次の一條を加える。

第三十七條の二 第二十條の三第一項の命令を受けた会社がその命令に基づいて自己保有株式を  
売却した場合における当該株式の売却価額から当該株式について定められた拂込金額（当該  
株式につき資本組入に因る額面金額の増加があつた場合においては、その額面金額の増加額  
を加えた額）を差し引いた金額は、法人税法又は地方税法（昭和二十五年法律第二十六  
号）の規定による各事業年度の所得の計算上益金に算入しない。

第二十條の三第一項の規定による命令を受けた会社がその命令に基づいて自己保有株式を  
売却した場合において、同條第四項の規定による金銭の分配を請求した者は当該金銭を分配し

この政令は、公布の日から施行する。

二、第十三国会関係

ノ ホツタム宣言の發表に伴い発する命令に關する件に基く大藏省関係諸命令の措置に關する  
法律案  
（命令の廢止）

第十二條 帝國製糸株式会社が旧ジエト・アンド・ヒー・コウツ・リミテッドに対する財産の  
返還に關する政令（以下本條において「旧令」という。）第四條の規定により富士紡績株式  
会社から無償で財産の譲渡を受けたことにより因り生じた益金に対する法人税法（昭和二十二年  
法律第二十八号）又は地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）上の取扱については  
なお従前の例による。

富士紡績株式会社が旧令第四條の規定により無償で帝國製糸株式会社に譲渡したことに因  
り生じた損金に対する法人税法又は地方税法上の取扱については、なお従前の例による。

附 則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力發生の日から施行する。

2 石油及び可燃性ガス質採掘法(案)

(先取特権の順位)

第二十三條 第十九條又は第二十條の規定による納付金及び前條の延滞金の先取特権の順位は、  
国債及び地方債につき、他の公課に先立つものとする。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 私立学校振興会法(案)

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方自治法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

4 日本国債銀行法の一部を改正する法律案要綱

3 日本国債銀行は、毎事業年度の利益金の百分の二十に相当する額か、融資残高の百分の七に相当する額か、いづれか多い額を準備金として積立て、残額は、翌事業年度の三月三十一日までに国庫に納付しなければならぬ。  
日本国債銀行に對しては、法人税、事業税等は、免脱とすること。

5 信用保証協会法案要綱

附 則

(3) 法人税等の課税については民法第三十四條の法人と同種の取扱とする。

6 日本電信電話公社法案要綱

(1) 国の監督及び保護

(イ) 事業の公共性にかんかみ、公社については原則として公租公課を免除することとする。

7 国庫出納金等勘数計算法の一部を改正する法律(案)

国庫出納金等勘数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。  
第六條第一項及び第四項中「又は地方税」と「若しくは地方税又は地方税に係る延滞金、  
延滞加算金、過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前に国及び公団等(国庫出納金等勘数計算法第一條第一項に規定する国及び公団等をいう。)が納入の告知したものに係る勘数又はこの法律施行前に支拂義務の確定したものに係る支拂(国庫証券に対する利子の支拂を除く。)については、なお従前の例による。

8 電源開発促進法案要綱

第四 附 則

9 日本輸出銀行法の一部を改正する法律(案)

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

12 地方税法(昭和二十五年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号中「住宅金融公庫」の下に「日本輸出入銀行」を加える。

第七百四十三條第三号中「住宅金融公庫」の下に「日本輸出入銀行」を加える。

10 漁船損害補償法案要綱

第四 その他

イ 一 略

二 非課税

漁船保険組合及び漁船保険中央会には、現行漁船保険組合と同様に非課税とする。